

監査報告書

2026年5月29日

学校法人東京理科大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人東京理科大学

常勤監事 尾垣 文雄

監事 増田 庸司

私たち監事は、2025年4月1日から2026年3月31日までの2025年度における学校法人東京理科大学（以下「法人」という。）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を実施するとともに、当該会計年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

(1) 理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子法人については、子法人の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子法人から事業の報告を受けました。

(2) 事業報告書に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制、その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして私立学校法施行規則第13条各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）に関して、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を

受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（私立学校法施行規則第37条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告書の記載内容並びに当該内部統制システムの整備及び運用状況について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

- ① 会計監査人（有限責任あずさ監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ② 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制について、指摘すべき事項は認められません。
- ③ 重要な後発事象として記載すべき事項はありません。

以 上